

学界動向

1982年度歴史学研究会大会

渡辺治氏の報告についての若干の疑問点

後藤 靖

1982年度の歴史学研究会大会は千葉大学で行われた。歴研大会が東京以外の地で行われたのははじめてであり、交通の面でやや不便であるにもかかわらず参加者は大変に多かった。

かねがね渡辺治氏の公法史の領域からの天皇制国家分析についての諸論稿に注目していただけたに、私は大きな期待感をいだいて歴研大会に参加した。

渡辺報告は、私の期待感を一応満たしてくれるだけの理論の緻密さをもち、そのうえに立っての1920年代～30年代の天皇制国家の国家形態としての特質とファシズムへの転化の特異性を論証しようとする格調の高いものであった。おそらく、歴研大会の報告としては、先年の武田晴人氏の報告とともに多くの人に感銘をあたえ、今後の研究の方法について理論的な面で大変な刺激になったのではないかと考える。この日、私は体調をくずしていたため、報告を拝聴するだけでせい一杯であり、ついに討論の時間まで席に居れなかったことが残念であった。それ以上に報告者に対して非礼をおおびしなればならない。その非礼を本誌をかりておおびし、報告のかぎりでは十分には理解しえなかった諸点について御教示をえたいと思う。

参考のため渡辺氏の当日の報告レジюмеをかかげさせてもらおう。

《日本帝国主義の支配構造——1920年代における
天皇制国家秩序再編成の意義と限界》

1982年度歴史学研究会大会近代史部会報告レジюме 渡辺 治

1. はじめに。——問題関心と視角

(1) 帝国主義的国家体制の確立期としての20年代「現代民主主義」と、20年代の天皇制国家。天皇制国家再編成の核としての普選

(2) 第一次大戦を契機とする天皇制国家の<危機>

① 国家的<危機>の4つの要件

- (i) 階級的対抗の場を設定し規制する<秩序>の動揺
- (ii) 既存の政治権力の、被支配階級の運動による動揺
- (iii) 支配的イデオロギーの減価・機能麻痺
- (iv) 国家意志決定メカニズムの分解・破綻

② 天皇制国家の<危機>の態様

2. <危機>克服をめぐる対応の分岐

- (1) 国家=社会の諸装置の<危機>克服構想の分裂と対抗
- (2) 内務省——政党制と社会権の承認による階級闘争の政治化の吸収構想——

① 内務官僚の<危機>認識

- (i) ヨーロッパの経験からの衝撃
ワイマールドイツとイギリス
- (ii) 革命運動への警戒と恐怖
- (iii) 既存<秩序>の破綻への<危機>感

② 内務官僚の国家再編構想の形成

- (i) <秩序>の拡大と再編成の試み
 - ・治安警察法の改正
 - ・過激派取締の法案をめぐって
 - ・新聞紙法改正
- (ii) 社会権の承認と階級闘争の緩和
 - ・労働組合法案
- (iii) 内務省内の二潮流の形成と対抗
- (iv) 新しい国民統合のイデオロギーとしての“デモクラシー”
- (v) 政党を中心とする意思決定メカニズムの確立
 - ・内務官僚の政党化と独自性の矛盾

(3) 司法省——法による危険思想の殲滅と“国体”思想の確立——

① 司法官僚の<危機>認識のあり方

- (i) 不法行為激発への<危機>感
- (ii) 国民思想弛緩の重視

② 司法官僚の再編構想

- (i) <秩序>の堅持
 - ・治安警察法17条をめぐる内務省との対抗
- (ii) 法による天皇制イデオロギーの補強
 - ・刑法改正
 - ・民法改正
- (iii) 反<社会>
 - ・労働組合法案をめぐる社会局官僚との対立

3. 帝国主義的支配構造の核としての普選

(1) 1925年選挙法へのふたつの契機

- ① 普選の実現
普選承認のふたつの論理
- ② 選挙腐敗の根絶
腐敗への不信と政党不信

- (2) 1925年選挙法の推進者としての内務省
 - ① 腐敗防止策としての運動規制
 - ・1914～17年選挙法改正調査会の作業
 - ② 内務省参事官グループの抬頭と普選の推進
 - ③ 加藤＝山本＝清浦内閣下の普選準備
 - ・1922年選挙法改正調査委員会
 - ・1923年臨時法制審議会
 - ・1924年衆議院議員選挙法改正案の枢密院への上奏
- (3) 25年選挙法の制定過程にみる諸装置の対抗と一致
 - ① 内務省案と政府
 - ② 枢密院・貴族院の意義と限界
4. むすびにかえて——1920年代中葉における帝国主義的支配構造の確立——
 - (1) 普選体制の成立
 - ① 農民労働党の結社禁止と無産政党とりこみ
 - ② 普選と治安維持法
 - (2) 20年代の国家形態の特質
 - (3) 20年代と30年代

〔A〕 まず、渡辺氏の使用されたカテゴリーについて、いくつかの疑問を提示し御教示を仰ぐことにしよう。

- (1) 渡辺氏は、報告の第二節「〈危機〉克服をめぐる対応の分岐」というところで次のように断定されたように私にはきき取れた。それは、明治国家における最終の意思決定者として機能していた元老＝元老会議が明治末年にいたるや地盤沈下しはじめ、大正期になるや官僚と軍部とのヘゲモニー争いが激化し、国家意思決定のメカニズムが分解し、破綻しはじめた。そこで内務省官僚は、ヨーロッパの経験に学びながら、新しい国家再編の構想を打ち出した。その構想は、(イ) 政党を中心とした国家メカニズムの再編（報告での私のききとり）＝「政党を中心とする意思決定メカニズムの確立」（レジユメの表現）、(ロ) 市民的自由でなく社会権を保障する（報告での私のききとり）＝「社会権の承認と階級闘争の緩和－労働組合法案」（レジユメの表現）、(ハ) 新しい国民統合のイデオロギーとしての“デモクラシー”（私のききとり＝レジユメの表現）である。渡辺氏の真意を正しく理解しえたかどうか心もとないが、報告のかぎりではほぼ間違いなからうと思う。このかぎりでの私の疑問は、1920年代の再編をリードしてきた官僚が、その再編の方向を「政党をして国家意思決定のメカニズムの中核にすえようとした」という表現である。

政党というのは、ほんらい政治的性質をもつとはいえ、国家装置の構成要素では

なく、あくまで社会的な組織体である。社会的組織体としての政党は、議会という国家機関を通じてはじめて国家装置の担い手となり、国家意思の形成に参画する。そうだとすれば、渡辺氏が「政党をして国家意思決定のメカニズムの中核にすえる」という表現はいまいであり、正確には「政党→《議会＝国家意思決定の中核》」と規定すべきだということになるのではなからうか。渡辺氏が報告のなかで、しばしば従来の「政党と官僚」という図式での政治史、国家史の取り扱い方に疑問を投げかけられ、それとはちがった分析視角から1920年代の支配構造にアプローチすることを追究しようとした意図も、上のような図式にされるかぎりにおいて首尾一貫性をもつことになるのではなからうか。

ところが、もし、かりに私のような図式におきかえてしまうと実は大変なことになる。というのは、《議会＝国家意思決定の中核》とすれば、星埜惇氏の表現をかりると《議会→政府→官僚》というブルジョア的規定序列が1920年代に実現したことになり、議会在執行府に優越するという政治レジームができ上ることになる。そうだとすると、渡辺氏の「1920年代＝帝国主義的支配構造の確立＝国家形態の特質」(この「国家形態」という意味がどうしても私には理解できなかった。これについては後述)という把握とは整合しないことになる。なぜなら、一般的にいって、帝国主義段階においてはいちぢるしく肥大化した官僚制が議会を空洞化し、官僚による主導が国家装置のあり方を特徴づけるからである。渡辺氏も、周到に、「階級的対抗の場を設定し規制する〈秩序〉の動揺」(レジュメの表現)＝「形態レベルの危機」(私のききとり)——この形態レベルというのが統治形態のことなのか、国家形態のことをさしているのか理解できなかった。同じように、「米騒動などに驚愕した既存の政治権力の動揺」を「内容レベルの危機」とされたこともよくわからなかった。おそらく参加された人も同様ではなからうか?——への対応と再編を「政党の側からみるのではなく、官僚の側からとらえるべきである」(私のききとり)とされ、ヘゲモニーの所在を明確にされている。それならそれで、いよいよもって「政党を中心とする意思決定メカニズムを確立しようとした」という意味内容がわからなくなる。だから、渡辺氏は「政党云々」というこの積極的な問題の設定にさいして、国家意思決定メカニズムのなかに政党がどういう形で編入され、どのような位置と役割を担わされたのかを明確にされるべきではなかったのだろうかと私には思われる。そうでないと、渡辺氏の新しい分析視角は結局は“もとのもくあみ”になってしまうのではなからうか。

(2) つぎに、さきの(ロ)の問題についてである。渡辺氏は「市民法の拡大は、さまざまな諸勢力の対抗、とりわけ労働者階級、農民、小市民、小ブルジョアの結集の弱さのためについに実現しなかった」(私のききとり)とされた。そのさい、刑法改正や民法改正が行われなかったことをその象徴的事例とされ、また労働組合法案や小作法案の未成立を指標とされたようにききとられた。そのさい、民法・刑法改正案が旧来の古くさい視野にとらわれていた司法省からの提案であったことも指摘された。おそらく私のききとりは間違いではないと思う。そうだとすると、次の点が疑問となる。

たしかに、市民権の拡大を保証する新しい市民法の制定はみられない。だが、職業紹介法や借地・借家法は現実には制定された。それらは、どちらかといえば市民法とりわけ私法(この表現は不適切かも知れないが)ではなく、社会法であるといつてよい。そして、その本来の目的は資本の保護にかかわっていることは明らかである。それにしても、この二つだけをとってみても、それは一面では市民法に新しい内容を附加したものとみなすことはできないのであろうか。わたしには、そうとしか思えない。この点についての御教示をえたいと思う。さらに市民法の枠内でいえば、例えば民法第414条の強制履行が身体の拘束までふくむという近代法の基本原理に反した内容のものであったが、1920年代になるとその強制履行観は解釈論上は影をひそめ、事実上近代法原理に転換させられていく(北川善太郎著『日本法学の歴史と理論』51~62ページ参照)。同じように契約関係についての法理が近代的なものに解釈上転換されるという方向で、内容的にみて市民権の事実上の拡大が進行すると考えられる(この点については、各種の大審院判決についての仔細な検討を必要とする)。だから、制定法の有無だけで市民権の拡大がなかったという断定の仕方には、わたしとしてはいささか疑問を投げかけざるをえない。渡辺氏は、その点は周到に行政レベルで部分的に保障されたとされているが、行政レベルだけでなく特別法や判例での既存法の部分的修正という点を見落してはならないのではなかろうかというのが、法律学には門外漢である私の疑念である。

[B] つぎに、日本帝国主義の支配構造への移行・転換を論じるとき、内務省・司法省の動向だけでとらえることで十分であろうかという点についての疑問を感じざるをえない。公法学者としての渡辺氏であってみれば、アプローチがそこから行われるのは仕方がないことかも知れない。けれども帝国主義体制という場合、とりわけて日本資本主義の特殊な発展の仕方と段階を問題としなければならないのではなかろうか。

辺氏は、「官僚装置の中で国家再編の全構想をもちえたのは内務省と司法省の官僚層、とりわけ前者であり、しかも警保局以外の後藤新平などの内務省高級官僚層であった」（私のききとり）とされた。そこから報告のテーマが構成されたと思われる。

警保局以外の内務官僚の国家再編構想が策定される場合、そこには旧来の国務執行の範囲と内容のあり方のちがいを彼らが認識したという事実が横たわっていたのではなかろうか。それは第一次世界大戦後の世界情勢の質的变化という対外的な政治上・経済上の規定性、国内における私的独占体の確立にともなう経済構造の変化・階級構造の変化・階級闘争の変化という内的規定性という諸問題である。渡辺氏は、ヨーロッパの状況からの衝撃という点を指摘されはしたが、それは内務官僚の認識の素材として挙げられ、それが日本にたいするインパクトという内容の問題としては論じられなかったように感じられた。また、国内の問題についても階級的対抗の変化としては論じられたが、その社会経済的基盤の変化にまでは立ち入れなかったように思われる。国際的情況の変化という対外的規定性と国内における社会経済的諸構造・諸過程の変化が、実は「国家意思決定のメカニズムの分解・破綻」の規定的要因をなし、「支配的イデオロギーの減価・機能麻痺」（報告レジュメ、はしがきの部分）をもたらしたと考えられる。このことは、国務行政の多極化・複雑化を生み、そのことが従来の内務省行政の枠組みでは統治不可能な状況を現実に生み出したとあってよからう。

そうだとすると、国務行政の多極化・複雑化に対応し、再編するためには内務省だけの内務行政だけではどうにもならなかったはずである。そこには、農・工・鉱業・貿易・金融、さらには植民地経営等を含めた経済政策の新しい編成方針が必要であったはずであり、それらの諸官庁の動向と内務省との関連が問われる必要があるのではなかろうか。こうした諸関連と「政党を中心とする意思決定のメカニズムの確立」（渡辺氏の表現）との関係が問題にされるべきではなかっただろうか。このような諸関係が論じられてこそ、はじめて「1920年代における天皇制国家秩序の再編成の意義と限界」（サブタイトル、傍点後藤）の内容が明確になったと思われる。

〔C〕「形態レベル」、「内容レベル」および「国家形態」という渡辺氏の用いられた概念が、私にはきわめて理解が困難であった。それには、ソ連アカデミー国家と法研究所の『国家・法の一般理論』や藤田勇氏の諸労作、プーランツァスの『資本主義国家の構造』等からえた私自身の未熟な固定観念にとらわれているためかも知れない。しかし、「むすびにかえて」の個所での「1920年代の国家形態の特質」という点がほとんど説明されず、「帝国主義的支配構造の確立」という表現で結ばれたことにもよる。

私には、「帝国主義的支配構造の確立」が絶対主義天皇制という「国家形態」とどう連続しているのか、あるいは絶対主義という国家形態とは断絶した資本主義的国家類型としての国家形態への転化なのか、それとも絶対主義か資本主義かという類型や形態概念はもはや使うべきではないということなのか不明のままに終わった。この点、御教示いただければ幸である。

格調の高い御報告にたいしてきわめて非礼な疑問であることは承知してしながら、今後の研究を進めていく上で大切だと考え、いささかの注文を御願ひした次第である。

（1982. 5. 24記）